

委託地方公共団体に係る管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年6月4日

香川県人事委員会委員長 関 谷 利 裕

**香川県人事委員会規則第14号**

委託地方公共団体に係る管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

委託地方公共団体に係る管理職員等の範囲を定める規則（昭和41年香川県人事委員会規則第17号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後				改正前			
別表第1（第2条、第4条関係）				別表第1（第2条、第4条関係）			
市町名	機関		職名	市町名	機関		職名
さぬき市	本庁	略		さぬき市	本庁	略	
		市長部局	審議監、部長、会計管理者、次長、課長、室長、主幹、秘書広報課の課長補佐・人事又は給与担当副主幹・秘書担当副主幹・人事又は給与担当係長・秘書担当係長、政策課の課長補佐・財政担当副主幹・財政担当係長			市長部局	部長、会計管理者、次長、課長、室長、主幹、秘書広報課の課長補佐・人事又は給与担当副主幹・秘書担当副主幹・人事又は給与担当係長・秘書担当係長、政策課の課長補佐・財政担当副主幹・財政担当係長
		略					略
略			略				
東かがわ市	本庁	略		東かがわ市	本庁	略	
		市長部局	部長、主席、会計管理者、課長、主幹、総務課の秘書・人事グループの副主幹（グループリーダーに限る。）、財務課の経営・管理グループの副主幹（グループリーダーに限る。）、			市長部局	部長、主席、会計管理者、課長、主幹、総務課の秘書・人事グループの副主幹（グループリーダーに限る。）、財務課の経営グループの副主幹（グループリーダーに限る。）、
		略					略
略			略				
土庄町	略	略		土庄町	略	略	
		町長部局	参事、会計管理者、課長、 <u>総務課の人事給与担当課長補佐</u> ・人事給与担当副主幹・人事給与担当係長			町長部局	参事、会計管理者、課長、 <u>企画課の課長補佐</u> ・人事担当副主幹・人事担当係長
		略					略
略			略				
略				略			

別表第2（第2条、第4条関係）

一部事務組合	職名
略	
中讃広域行政事務組合	事務局長、会計管理者、課長、主幹、 <u>室長</u> 、総務課の課長補佐・ <u>人事係長</u> 、情報センター所長、エコランド林ヶ谷所長、仲善クリーンセンター所長、クリントピア丸亀所長、瀬戸グリーンセンター所長
略	

別表第2（第2条、第4条関係）

一部事務組合	職名
略	
中讃広域行政事務組合	事務局長、会計管理者、課長、 <u>統括官</u> 、主幹、総務課の課長補佐・ <u>人事担当係長</u> 、情報センター所長、エコランド林ヶ谷所長、仲善クリーンセンター所長、クリントピア丸亀所長、瀬戸グリーンセンター所長
略	

附 則

この規則は、公布の日から施行する。